

部長及び参事官

殿

所 属 長

警 務 発 第 3 9 7 号

平成28年 3 月 29 日

10 年 保 存 ( 口 訓 )

本 部 長

【沿革】 令和5年3月16日警務発第140号一部改正

中途退職警察官の再採用に関する要綱の制定について（通達甲）

中途退職警察官の再採用の実施に関し「中途退職警察官の再採用に関する要綱の制定について（例規）」（平成27年2月25日警務発第140号）を定めているところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月本部訓令第18号）の実施により公文書種別から例規をなくすることに伴い、中途退職警察官の再採用の実施に関し別添のとおり「中途退職警察官の再採用に関する要綱」を定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

## 別添

### 中途退職警察官の再採用に関する要綱

#### 第1 趣旨

この要綱は、結婚、出産、育児、介護その他社会通念上相当と認められる理由によりやむを得ず警察官を退職した者を警察官の任用に関する規則（昭和31年人事委員会規則第14号）第8条の規定に基づき、選考により再び警察官に採用する制度（以下「再採用制度」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 採用対象者

再採用制度による採用は、定年（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項に規定する定年をいう。）に達する前に結婚、出産、育児、介護その他社会通念上相当と認められる理由により、やむを得ず警察官を辞職した者で、次の要件を満たすものを対象とする。

- 1 警察官としての職務を遂行するための実務的な能力及び適性を有していること。
- 2 かつて警察官として勤務した年数（地方公務員法第26条の4第1項に規定する休業をした期間、同法第28条第2項の規定による休職の期間及び同法第29条第1項の規定による停職の期間を除く。以下「過去の在職期間」という。）が4年以上であること。
- 3 警察官を退職（2以上の退職がある者については、直近の退職）した日から再採用までの期間（以下「離職期間」という。）がおおむね10年以内であること。
- 4 再採用制度により採用しようとする日において、年齢が59歳以下であること。

#### 第3 候補者の選考等

##### 1 考査の実施

本部長は、再採用制度による採用を行うときは、選考考査により行うものとし、選考考査を受けた者に対し、その結果を通知するものとする。

##### 2 選考考査項目

選考考査は論文考査、口述考査、適性検査及び身体検査により行うものとする。

##### 3 厳格な判定

選考考査は、選考される者が任用しようとする職に必要な職務遂行能力及び適性を有するか否かについて、その者の有する知識、技能等に基づき、過去の在職期間、離職期間、退職後の経歴等を総合的に勘案し、厳格に判定す

るものとする。

#### 第4 再採用後の処遇

##### 1 階級

再採用制度により採用された警察官（以下「再採用警察官」という。）の階級は、退職時の階級、経歴、離職期間等を考慮し、退職時の階級と同等以下の範囲で決定するものとする。

##### 2 給与

再採用警察官の給与は、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年人事委員会規則第7号）等に基づき、再採用時の階級、過去に職に就いていた期間（過去の在職期間を含む。）等により、個別に決定するものとする。

##### 3 人事配置等

人事配置、昇任制度等において、再採用警察官はその他の警察官と異なる取扱いをしないものとする。

#### 第5 再採用時教養

##### 1 県本部等における教養

再採用警察官に対しては、担当業務の基本的知識等を修得させるため、再採用後できるだけ速やかに、県本部又は所属において、職務倫理、基本実務、捜査実務等の基本的な知識・技能等に関する教養及び担当業務を遂行する上で必要な具体的任務要領等の実務に関する教養を実施するものとする。

また、再採用警察官の不安を払拭し、かつ、担当業務の円滑な遂行を図るため、直属の上司等による指導を行う等日常の業務を通じた職場教養を実施するものとする。

##### 2 警察学校における教養

再採用警察官に対しては、警察学校における部門別任用科、専科等の教養を積極的に受講させるとともに、本人の勤務状況を勘案し、再採用時の階級、過去の在職期間、離職期間等に応じた教養を実施するものとする。